

## 第 5 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会からのご意見における対応状況

No.	対象		指摘・提案内容	対応状況
	資料番号	箇所		
1	資料 5 - 2	全体	米軍通信施設の返還要望については、利用計画検討が進む中で、より高い頻度で要望を行うことがよい。	利用計画の検討状況を踏まえ、従来以上に積極的に要望を行うことを検討してまいります。
2	資料 5 - 3	No.14	小金井街道の都市計画は、現況道路から主に西側へ拡幅する計画となっている。この計画線形を東側に変更した場合、留保地を活用することができ、西側の住民の立ち退きが不要になるメリット等がある。このような事情も鑑み、東京都へ都市計画道路の計画変更を要望するか検討してほしい。	本都市計画道路は留保地より北側へ続いており、計画道路の線形を東側に変更することで、新たに立ち退きが必要となる方が生じます。本都市計画は昭和 37 年に決定されて以降、全ての方がその計画を前提に土地取引を行っているため、その権利者等の信頼保護のため、計画段階での都市計画の変更は望ましくないと考えています。なお、バス待避所の設置などの可能性については、留保地内における道路整備と合わせて検討します。
3	資料 5 - 5	土地利用方針イメージ	現状の土地利用目標・土地利用方針イメージに具体性がないため、市がどのような施設を想定しているかを示してほしい。	市が想定する施設におきましては、過去の協議会でお示ししました、「公共主体の機能に係る市の考え」及び「民間主体の機能に係る市の考え」に基づき、検討を行っています。一方、土地利用目標及び土地利用方針イメージにつきましては、市民及び民間事業者に対し具体的な意見を伺い、本日の資料にお示しします。
4	資料 5 - 5	土地利用方針イメージ	市民の為はもちろんであるが、市外からも人を呼べるような施設を考え、府中市が活性化するような利用を行うべきである。	ご指摘の視点を踏まえ、検討を行います。
5	資料 5 - 5	土地利用方針イメージ	「スポーツ・健康」については、同様の表記であるが、案ごとに内容や規模間が異なるように感じる。スポーツ施設に関しては、市としてスポーツ施設全体の中でどう考え、郷土の森からの既存施設の移転もあり得るのかという判断を本協議会へ示していただきたい。	市のスポーツ施設に関し、施設全体の整理の中では当該地の活用について現時点で具体案はないものの、各施設の移転集約の考え方に基づく活用について検討する必要があると考えています。なお、利用計画策定段階までに詳細は確定しない可能性がありますが、当該地の活用に係る民間事業者の意見も参考にしながら今後も具体化に向け継続的に検討します。
6	資料 5 - 5	土地利用方針イメージ	商業施設や学校等の留保地に入る施設によっては、歩行者と自動車の動線を十分検討する必要がある。	留保地内の歩行者及び自動車の動線については、今後検討する項目の一つである、整備方針として資料 6 - 6 に記載しました。また、具体的な施設が決まった際には、整備方針に基づき具体的な検討及び協議を行います。
7	資料 5 - 5	民間意見募集	民間事業者からの提案も検討材料の一つになるため、提案があれば資料を示してほしい。	民間事業者に対して意見募集を行いました。その結果について、資料 6 - 3 にお示しします。
8	資料 5 - 5	ワークショップ 民間意見募集	民間事業者や市民に対し、「土地利用目標・方針案」についての意見を聞く際は、3つの案の順位付けを行うのではなく、3つの案それぞれについて意見を聞くようにすること。	ワークショップ、民間事業者への意見募集ともに、3つの案を絞り込むことなく、それぞれについて意見を伺いました。
9	資料 5 - 5	民間意見募集	民間事業者に意見を聞く際は、次の 2 つの事項を踏まえて行うこと。 それぞれの案における、目標や必要性など背景・ストーリーを説明すること。 周辺の土地利用状況が分かるように示すこと。	民間事業者への意見募集の際に、それぞれ次のとおり対応をしております。 「案の作成に係る経緯等」として、募集の際に提示しました。 市内の施設、交通、都市計画などの情報について、地図情報として活用及び分析を行って頂けるよう、GIS 形式で情報提供を行っている「ガイドマップ府中」を提示しました。

資料 6 - 5

No.	対象		指摘・提案内容	対応状況
	資料番号	箇所		
10	資料 5 - 5	民間意見募集	民間事業者からの意見募集において、「公共的な施設を整備する際、整備や維持管理の財源を民間に負担していただく手法と可能性」についても意向を確認した方がよい。	民間意見募集において、留保地の整備に係る官民の役割分担等や手法について、基本的な考え方の意見を求めました。結果は、資料 6 - 3 でお示します。 なお、今後の検討及び事業の進展に応じ、継続的に事業者へ意見を伺います。
11	資料 5 - 5	民間意見募集	民間事業者の判断については、時間の経過とともに変わることがある。そのため事業者から得た意見については、その時点のみで判断をせずに検討を行った方がよい。	ご指摘を踏まえ、検討を進めます。
12	資料 5 - 5	ワークショップ	ワークショップで市民から意見をもらう際、それぞれの案におけるメリット・デメリットや課題などが見えるよう明示した上で行ってほしい。	各案におけるメリット・デメリットについては、市・市民・民間事業者などの主体によって異なることが想定されます。そのため、メリット・デメリットを生じることが想定される事項を含め、案を検討するにあたりポイントとなることが想定される事項を提示しました。
13	その他	施設機能	市の経済への貢献や賑わいの創出につながることから、大規模に展開している商業施設の誘致やパーベキュー場などの併設を行ってはどうか。なお、施設規模については、大きさを少し抑えることがよい。	市が想定する施設におきましては、過去の協議会でお示ししました、「公共主体の機能に係る市の考え」及び「民間主体の機能に係る市の考え」に基づき、検討を行っています。 なお、施設の規模等につきましては、資料 6 - 6 の土地利用目標・土地利用方針や整備方針等に方向性を示すことにより、土地利用に係る誘導を行っていくこととなります。
14	その他	施設機能	生ごみ処理に関する他市の状況を踏まえ、留保地における生ごみ処理施設としての利用可能性について検討してほしい。	生ごみ処理の市の考え方は、生ごみみの収集が必要となるため、収集体制の見直しに伴う収集経費の増加や、処理に伴う臭気、さらには収集車両による交通量の増加に伴う近隣住民との合意形成などの課題があり、留保地において、生ごみ処理施設を整備することは考えていません。なお、参考までに生ごみ処理施設の他市の状況は、町田市において処理施設を建設中と伺っていますが、都内で生ごみ処理施設を保有している自治体はありません。
15	その他	防災	大規模な土地であるため、防災の観点も踏まえて検討を行う必要がある。	防災については、土地利用に共通して必要な観点であるため、今後検討する項目の一つである整備方針として、資料 6 - 6 に記載しました。